

甲州栴と郡内栴

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2026-05-29 キーワード: 作成者: 新田,功 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002002596

甲州枡と郡内枡

新 田 功*

《論文要旨》

今日まで用いられている枡は京枡と呼ばれており1升枡の容積は1.8リットルである。京枡は江戸時代の寛文9年(1669)、幕府の京枡統一令によって現在の容積に定められるとともに、全国での使用が義務づけられた。しかし、甲斐国^{かいのくに}は18世紀前半から全領が幕府直轄領となったにもかかわらず、それ以前から使われてきた甲州枡(国枡ともいう。甲州枡の1升は京枡3升相当^{くになか ぐんない}の容積)の継続使用が認められた。甲斐国は甲府盆地を中心とする国中と東部の郡内に地域区分されてきたが、甲州枡は国中地方においてのみ通用し、郡内地方では独自の郡内枡(郡内枡の1升は京枡2.5升相当の容積)が使用されてきた。本稿では先行研究に依拠して枡の歴史をたどり、甲州枡と郡内枡のどちらも戦国時代に起源を遡る可能性が高いこと、京枡統一令を境にして容積に若干の変化があった可能性があることを指摘した。また、郡内枡の使用が独自に認められたのは郡内地方の農業生産力が著しく低かったためであると推測した。

キーワード：枡の歴史、甲州枡、郡内枡、国中地方、郡内地方、農業生産力の地域差

1 はじめに

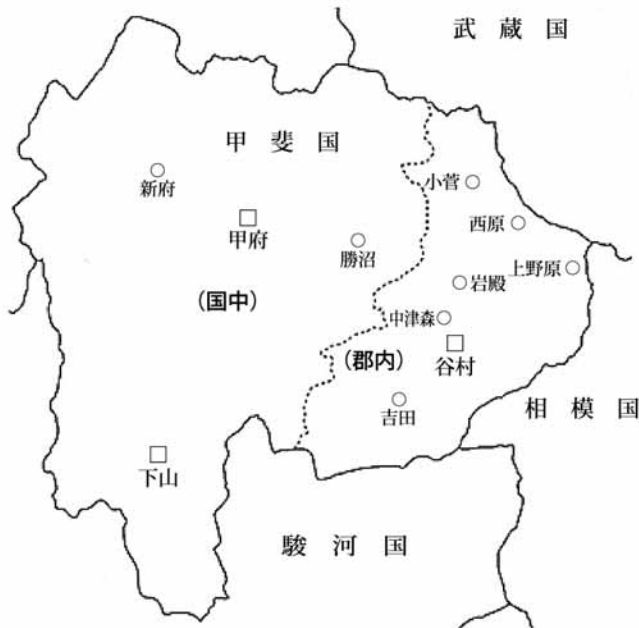
人間が農耕を始めて以来、体積を計る道具である枡は、穀物、酒、油、雑穀、果実などにいたるまで、主に人間の食料を計る道具として用いられてき

* 明治大学名誉教授

た。しかし今日われわれが枅に接する機会は激減し、せいぜい居酒屋で「枅酒」を注文した際に、なみなみと酒が注がれた小振りの枅を目にするぐらいである。いわば絶滅種に近づいているともいえる枅を本稿で取り上げる理由は、2024年10月に当学部OBの病氣見舞いにご自宅に伺った際に、筆者と同郷の山梨県出身の夫人と交わした会話に端を発している⁽¹⁾。

自然的条件、歴史的背景、方言や慣習などの文化の違いによって、1つの県がいくつかの地域に区分されることがある。山梨県の場合、甲府盆地を中心とするくになか国中地方（山梨郡、やつしろ八代郡、こま巨摩郡の3郡からなる）と県東部・富士山北麓のぐんない郡内地方の2地域に大別されてきた（図表1）。筆者は郡内の出身であり、夫人は国中の出身であるため、両地方の相違点に話題が弾んだ際、

図表1 甲州（甲斐国）の国中と郡内



注) 原図を一部修正した。国中地方は山梨，八代，巨摩の3郡からなる。

(出所) 丸島和洋『郡内小山田氏 武田二十四将の系譜』戎光祥出版，2013年，p.12。

郡内では国中と異なる栴が比較的近年まで使われており、それを地元の人の中には「信玄栴」と呼ぶ人もいと申し上げた。国中の人たちにとって、郡内で異なる栴が使われていたことなど意識にも上らなかったにちがいない。

筆者は帰宅後、自分の語ったことを検証するために、ネット検索をしたところ、筆者の知識が誤りであったことを知った。さらに、予想しなかった知見が得られた。それは「信玄栴」と呼ばれているものは、国中地方において使用されていた栴のことであり、一般的には「甲州栴」と呼ばれており、郡内で使用されていた栴は「郡内栴」と呼ばれるものであることである。また、江戸時代に幕府によって京栴の使用が義務付けられ、しかも甲斐国（甲州）は幕府直轄領の期間が長かったにもかかわらず、「甲州栴」と「郡内栴」の使用が認められていたこと、さらに、江戸時代には「甲州栴」だけでなく、「甲州金」と、「^{だいしょうきり}大小切税法」も幕府から甲斐一国に認められ、この3つを合わせて「甲州三法」と呼ばれていることも初めて知った。甲州金とは甲斐一国に限って通用した地方金貨のことである。大小切税法とは、年貢米の一部を定額の貨幣に換える制度のことであり、具体的には、本途（正税）の3分の1を小切金納として金1両（永1貫文＝錢4000文）につき4石1斗4升（玄米納の場合）の換算で貨幣納し、残りの3分の2のうちの3分の1をその年の相場（1724年までは国中相場、1725年以後は江戸の冬御張紙値段）で貨幣納とし、残る3分の2を米納という制度であった⁽²⁾。

甲州栴だけでなく、甲州金も大小切税法も国中だけに適用され、郡内には適用されなかった。つまり、甲州三法の適用範囲は国中に限られ、郡内は埒外とされていたのである。本稿においては、甲州栴と郡内栴の成り立ちとその歴史的推移等を考察するとともに、なぜ、郡内だけが甲州三法から除外されていたのかについても考察する。

2 『甲斐國志』における甲州枡と郡内枡に関する記述

2.1 『甲斐國志』と刊本

甲州枡に関する最も基礎的な文献は、大学頭林^{たいら}衡の内命を受けた甲府勤番支配松平^{さだまさ}定能が中心となって19世紀初頭の文化3（1806）年から文化11（1814）年にかけて編纂した、全124巻からなる『甲斐國志』である。『甲斐國志』の稿本ができあがると、定能は序文を自著して首巻に掲げ、本文は家臣に浄書させて、これを和本に装丁して幕府に献進した。この幕府に献進した『甲斐國志』正本は『献進本甲斐國志』と呼ばれ、これは昌平坂学問所文庫に所蔵された後、明治維新を迎えると明治政府に接收され、東京浅草蔵前の「浅草文庫」に架蔵され、一般の閲覧に供された。明治14（1881）年に「浅草文庫」が廃されると、『献進本甲斐國志』は「内閣文庫」に移された。現在、「内閣文庫」は国立公文書館の所管となっており、同館のデジタルアーカイブで同書を閲覧することができる⁽³⁾。

『甲斐國志』にはいくつかの写本があり、それが明治期以降の刊本の底本として使用された。

代表的な写本の完本として以下の3つがある。第1は、旧甲府城内に江戸幕府が設置した学校である^{きてん}黽典館の旧蔵本で黽典館本と呼ばれており、現在は山梨県立図書館が所蔵している。第2は、徳川家御三卿の1つである田安家が甲斐国に有していた藩領の支配にあたっていた田安代官所の旧蔵本で、田安府本と呼ばれ、明治維新後は^{きでん}葎崎の百瀬誠一郎家が所有している。第3は、山梨県出身の収集家^{くぬぎきない}功刀亀内の「甲州文庫」の蔵書であったことから甲州文庫本と呼ばれており、現在は山梨県立図書館が所蔵している。

明治期以降に刊行された『甲斐國志』には以下の7種類がある。刊本の第1は、『甲斐國志』の編纂主任であった内藤清右衛門家所蔵の稿本と黽典館

本を底本として、温故堂から30冊の和綴本として明治17年（1884）に刊行された温故堂本である。第2は、松平定能の家臣で『甲斐國志』の編纂にも預かった広瀬勇八の旧蔵本を底本として、峡中日報社から明治30年（1897）に上巻と中巻のみ刊行された峡中日報本である。第3は、田安府本を底本とし、徹典館本を参考として校訂したものを甲陽図書刊行会が明治44年（1911）に上・下2巻本として刊行した甲陽図書本である。第4は、甲斐志料刊行会主萩原頼平が徹典館本を底本として校訂を加え、昭和9年（1934）に上・中・下3巻本として出版された甲斐志料本である。第5は、広瀬広一が温故堂本等を参考にして甲陽図書本を校訂し、上・中・下3巻本として『甲斐叢書』に収めた甲斐叢書本であり、昭和8年（1933）～昭和11年（1936）にかけて出版された。なお、昭和49年（1974）に復刻版が刊行されている。第6は、昭和41年（1966）に天下堂書店が甲陽図書本を復刊した天下堂本である。第7は、雄山閣が大日本地誌大系の一貫として昭和43年（1968）から昭和57年（1982）にかけて刊行した5巻本であり、これを雄山閣本と呼ぶことにする。雄山閣本は、正本である『献進本甲斐國志』を底本とするばかりでなく、徹典館本、甲州文庫本、田安府本、内閣文庫所蔵諸本を参考にして校合を行っている。さらに同書の「校訂者の言葉」において、『甲斐國志』の写本と刊本について、また「解説」の中で『甲斐國志』の編纂について明らかにしている。これらのことから、雄山閣本は『甲斐國志』刊本の決定版であると言えよう。次項においては、この雄山閣本と『献進本甲斐國志』に基づいて、『甲斐國志』における甲州栢および郡内栢の記述について検討する。

2.2 『甲斐國志』における甲州栢と郡内栢に関する記述

『甲斐國志』の中で甲州栢と郡内栢に関する記述があるのは、『卷ノ二』国法之部「栢屋」の項であり、この項は以下のような甲州栢および粃斗桶と米

斗桶の説明から始まる⁽⁴⁾。

4種類の甲州杓のうち最大のものが、縦横7寸5分（約22.7cm）、深さ3寸4分5.744厘（約10.5cm）の杓であり、これは大杓、あるいは京杓のちょうど3升分の容積であることから三升杓、^{かなぼん}鉄判、さらに後には武田氏起源説から信玄杓とも呼ばれた。甲州杓には大杓の他に、容積が大杓の4分の1にあたる「^{はたご}端子」^{よつり}（「四入」とも呼ばれる。以下、ハタゴと表記）、容積がハタゴの2分の1で大杓の8分の1にあたる「^{なから}半」（別称「なからせんじ」、以下、ナカラと表記）、さらにナカラの2分の1の容積の「^{こなから}小半」（別称「こなからせんじ」、以下、コナカラと表記）も存在し、4種類の杓は「国杓」と呼ばれ、国中地方で日常生活に用いられた。図表2には4種類の甲州杓の写真を、図表3には甲州杓と京杓の規格を掲げた。

甲州杓を製作したのは甲府城下^{たくみ}工町の杓屋伝之丞であり、杓屋の作る杓の内側の4面と底に「珏」の焼印が押され、さらに鉄具が取り付けられた。鉄具は甲府城下鍛冶町に住む斎木源次右衛門が造り、杓の外側に「帝」の焼

図表2 甲州杓（左から大杓、^{はたご}端子、^{なから}半、^{こなから}小半）



（出所）山梨デジタルアーカイブ「甲州杓一組」URL: <https://digi.lib.pref.yamanashi.jp/da/detail?tilcod=0000000021-YMNS0121729>（2025年8月2日取得）

甲州枅と郡内枅

図表3 甲州枅・京枅の規格

名 称	寸 法	京枅容積	甲州枅換算値
大枅	方7寸5分×深さ3寸4分5厘7毫44	3升	1升
はたご 端子	方4寸5分×深さ2寸4分01	7合5勺	2合5勺
なから 半	方3寸6分×深さ1寸8分7厘5毫	3合7勺5才	1合2勺5才
こなから 小半	方2寸8分×深さ1寸5分5厘余	1合8勺7才5	6勺2才5
京枅	方4寸9分×深さ2寸7分	1升	

注) 枅の表記および表示形式を変更した。

(出所) 山梨県編『山梨県史 通史編3 近世1』山梨日日新聞社, 2006年, p. 210。

印が押された。枅屋は先祖小倉惣次郎が、斎木氏は先祖勝村清兵衛が武田家の印書を受け取ったという。また、枅屋では大久保石見守長安が代官頭の時、その配下から4種類の京枅(1升枅, 5合枅, 2合5勺枅, 1合枅)を渡され、以来、京枅も造るようになったと伝えられている。

米や粃を俵につめるとき、方形の枅では使いづらい。そこで甲州では樽の形をした粃斗桶と米斗桶も製作され、実用に供された⁽⁵⁾。粃斗桶の容積は甲州枅で3升6合6尺6才66(京枅換算で1斗1升)であり、この桶6杯で2斗2升(京枅換算で6斗6升)となり、これで1俵をなした。粃斗桶の大きさは、円径^{うちのり}の内法1尺、深さ1尺、高さ1尺2寸である。他方、米斗桶は甲州枅で4升、京枅換算で1斗2升の容積で、この桶3桶で京枅換算では3斗6升となり、これで1俵とした。この米斗桶の大きさは円径の内法1尺2寸、深さ1尺2寸、高さ1尺3寸であり、御収納米に用いられた。粃斗桶と米斗桶は甲府城下の桶屋町に住む細井弥五右衛門が造り、桶の外に「細」の焼印を押した。桶の鉄具は先述の斎木氏が造り、桶の内側に「斎」の字を押した。細井氏も武田家の印書を蔵するという。

『甲斐國志』の「枅屋」の項は、甲州枅、粃斗桶、米斗桶の説明に続いて、年貢と枅・斗桶との関係について、「古人云昔時本州ハ皆粃納ニシテ壹俵式

斗入六桶ニ積リ壹桶ハ三升三合三勺三撮ナリ」⁽⁶⁾，すなわち，江戸幕府以前は粳納で，2斗で1俵とし，これは粳斗桶の6桶分であり，1桶は3升3合3勺3撮であったと述べている。また，それまで粳1俵6斗入りを米3斗6升到換算するいわゆる6合摺であったが，神祖（徳川家康）は，新規に粳1俵につき甲州枡1升の口米くまいを収めることを定め，1斗に1升の減粳を加えて6斗6升をもって1俵としたという。今の斗桶はこれを契機に造られるようになったとも述べている。なお，ムサ判という枡があり，これは「小民」が用いるための，枡屋の検印のない枡で，無造作に作られたことにその名称の由来があり，鉄判枡よりやや重かったという。

ここで注目すべきことは，江戸幕府以前は粳納で，2斗で1俵とし，粳斗桶の6桶分であり，1桶は3升3合3勺3撮であったという上記の記述である。これは粳斗桶の容積が江戸幕府以前では1桶は3升3合3勺3撮であったのに対し，江戸幕府になってからは3升6合6尺6才66へと10%容積が増えたことを意味する。このことの含意については後で検討する。

『甲斐國志』は甲州枡の起源が不詳であると断りを入れたうえで、『続日本紀』、『日本事跡集』、『太平記』などの文献における枡および穀物の価格に関する記述に言及し，延喜式等到大1升小1升とあるが，その大枡が3升枡にあたるのではないかとの憶測を述べている。

「枡屋」の項の最後は，穀物の俵入れにはすべて大枡（3升枡）を用いるものの，穀物の種類によって1俵とする量が異なっていることについて述べている。1俵とする量は，粳の場合は2斗2升，米の場合は1斗2升，麦の場合，春麦であれば1斗4升でそれ以外は2斗，粟は2斗2升，大豆や小豆などの豆類は1斗4升である。黍，蜀黍，米，豆類など糠かますのないものは蒲簀に収めること，貢米は藁蔦を三重にして俵とし上蔦の蔦も添えるようにと，細かく指示されていた。

以上が甲州枡に関する『甲斐國志』の「枡屋」の項の概要であるが，この

項の中で郡内枅に関してはわずかに、「都留郡ハ二升五合ヲ以テ一升トナス其制異ナル也」⁽⁷⁾ という記述と、「都留郡ノ枅ハ甲州枅ハ合三勺三才三ヲ一升ト為ス小山田氏ノ定ムルト云フ勝山神主ガ蔵ムル所天文十一年米八百文ニ今枅四斗ト見ユ其比ロニ始マリシ事ニヤ」⁽⁸⁾ という記述があるだけで、それ以外の情報は得られない。

2.3 『甲斐國志』における甲州枅に関する記述についての若干の考察

『甲斐國志』の「枅屋」の項を雄山閣本で読んだ際に、この項の最初の部分の「本州ノ枅ハ方七寸五分ニ深サ三寸四分七豪四四、但京枅三升入、之ヲ一升ト為ス、^{すなわち}乃 甲州枅トモ鉄判三升枅トモ云フ、是ヲ一配ト云ヒ、一日一人ノ賄料トス」⁽⁹⁾ という記述に疑問を持った。1人1日当たり賄料がはたして3升もあったのかどうかという疑問である。その理由は、江戸時代に武士が家来や奉公人に支給する扶持米は、家来1人1日5合を基準とし、1年間で米1石8斗が支給され、これを「1人扶持」と呼んだからである⁽¹⁰⁾。

この疑問を解決するために、最初に、「是ヲ一配ト云ヒ、一日一人ノ賄料トス」という記述について、『甲斐國志』の正本、写本および雄山閣本以外の刊本を調べることにした。『献進本甲斐國志』、徹典館本はいずれも上記の引用文の通りであったので、雄山閣本は正本に忠実であることが確かめられた。前述のように、刊本には7種類あるが、甲陽図書館本と天下堂版は同内容なので、実質的には刊本は6種類である。そこで雄山閣本以外の5種類の刊本を調べると、温故堂本、帙中日報本、甲陽図書館本（天下堂本）、甲斐志料本はいずれも正本と同じ記述であった。これに対して甲斐叢書本のみ「ハタゴ壺升ノ四半ナリ但京升七合五勺入り法四寸五分深サ貳寸四部零一又四ツ入トモナヅク是ヲ一配ト云ヒ一日一人ノ賄料トス」⁽¹¹⁾ としている。つまり甲斐叢書本は1人1日の賄料を3升ではなく、7合5勺と解釈していることになる。

1人1日の賄料であったのは3升（大枡）であろうかそれとも7合5勺（ハタゴ）であろうか。この疑問を解決する次の段階として、甲州枡に言及している3つの文献を調べた。第1は、江戸時代後期の考証学者狩谷^{えきさい}椋斎の遺著『本朝度量権衡攷』である。第2は、『尺度綜考』（1928年）の著者として知られ、第2次大戦後一時期山梨大学教授を務めた地理学者藤田元春の論文「甲州枡考」（1951年）である。第3は、1963年の学士院賞受賞作である宝月圭吾の『中世量制史の研究』（1961年）である。

没後出版となった『本朝度量権衡攷』の上巻に所収されている「本朝兩攷」において、椋斎は次のように述べている。

甲斐国にて今量の三升を一升とする量を用ふ。方七寸、深さ三寸五分 又た其の四分の一の量あり。今量の七合五勺を受く。方四寸四分八釐、深さ二寸四分五釐。この量を俗に、「せんじ」とも、或いは「一杯入はたご」とも云ふ。又たこれを半にしたる量を、今量の三合七勺五撮を受く。方三寸六分、深さ一寸九分。「なからせんじ」と云ひ、又たこれを半にしたる量を、今量の一合八勺七撮半を受く。方二寸六分五釐、深さ一寸七分五釐。「小なからせんじ」と云ふ（椋斎の自注を小文字で表した）⁽¹²⁾。

この引用に示したように、椋斎は1人1日の賄料について言及していない。また、「一配」という表記をせずに「一杯」と表記している。「一杯」と「一配」が同義かどうか不明であるが、ハタゴにのみ一杯という表現を使用していることが注目される。

次に、藤田は「甲州枡考」において、「甲州枡の方でも、^{カナバン}鉄判の下に^{ハタゴ}端子と称して方四寸五分深さ二寸四分、四つ入ともいひ、京枡の七合五勺の枡が枡屋伝之丞の家でつくられてゐて、深さに於て古法を示す。しかもこの四つ入について、國志には、明に之を一配といひ、一日一人の賄料とすと、明記

している。一配とはつまり一升の意味で、都留の七合といひ、甲州枴の四つ入一杯といひ、いずれも一人一日の食料を決める点で極めて必要な量器であった⁽¹³⁾と述べている。既述の通り、甲斐叢書本のみ1人1日の賄料を3升ではなく、7合5勺（ハタゴ、四つ入）としているので、藤田は甲斐叢書本を読んでこの記述を行った可能性がある。藤田が正本および写本を確認したかどうかは不明であるが、おそらく確認しなかったものと想像される。

最後に、宝月は『中世量制史の研究』において、「武田氏の領国甲斐には、きわめて特殊な量制が存在した。すなわち『鐵判』・『はたご』・『なから』・『小半（こなから）』・『枳斗桶』・『米斗桶』の6種類の枴がこれである」⁽¹⁴⁾と述べ、枳斗桶・米斗桶を甲州枴に加えたうえで、それぞれの枴について若干の説明を行っているものの、「一杯」ないし「一配」についても、また賄料についても言及していない。

以上の検討から明らかなように、3つの文献のうち藤田の「甲州枴考」だけが1人1日の賄料を7合5勺（ハタゴ）と断言しているのであり、掖斎は「一杯」とハタゴを関連付けているものの、それを賄料と結び付けているとはいいがたい。

ちなみに甲斐国（山梨県）の歴史について近年編纂された代表的な文献を繙いたところ、2006年刊行の山梨県編『山梨県史 通史編3 近世1』において、『甲斐國志』のどの版を参照したか不明であるが、宮澤富美恵は大枴の「一配」を1日1人の賄料とする原文をそのまま引用している⁽¹⁵⁾。また、1997年刊行の飯田文弥監修『江戸時代人づくり風土記 19 ふるさとの人と知恵 山梨』においては甲州枴に関する記述の中で「一配」についての言及はなされていない⁽¹⁶⁾。

したがって、甲州枴に関して、1人1日の賄料について異説を唱えているのは藤田元春のみということになる。筆者は、計量研究所で長年にわたり度量衡の研究に携わった小泉袈裟勝による「昔の行事や役務、軍役に給する1

日当たりの食料米はほとんどが8合となっている」⁽¹⁷⁾という指摘、および江戸時代は扶持米が1人1日5合であったということなどから、1人1日の賄料は甲州枡の大枡ではなく、京枡で7合5尺相当のハタゴであった可能性があると考える。ただし、ハタゴ相当の賄料が玄米であったか粳であったかは不明であり、もし粳であったとすれば、玄米換算率を0.6とすると、玄米4.5合が1人1日の賄料ということになる。

3 量制の変遷と甲州枡の起源

甲州枡の起源について興味深い考察を行っているのが、前出の藤田元春の論文「甲州枡考」である。藤田は、大枡の起源を奈良朝時代に制定された大宝(養老)^{りょう}令の「^{ぞうりょう}雑令」に求めている。雑令第卅は、「量は、十合を升と為よ。三升を、^{だいしょう}大升の一升と為よ。十升を斗と為よ。斗を斛^{こく}と為よ。…凡そ^{ちはかり}地度、^{ごん}銀、銅、^{はか}穀量らむは、皆大^{だい}を用るよ」⁽¹⁸⁾と定めている。ここから養老律令制定後の日本では、穀の量は大を用いよという令に従って、この大枡すなわち3升枡が使われるようになったと言うのである。しかし、この大枡の容積について藤田は明言していない。

それでは古量の1升はどれくらいの容積であったのであろうか。この疑問を持ってから枡の歴史に興味を持ち、この分野の文献を読み進めると、枡の容積が古来一定であったわけではなく、枡の容積が時代の変遷に従って変化し、しかも歴史をさかのぼるほど、枡の正確な容積さえ確定できないことを知った。いささか迂遠であるが、甲州枡の起源をさかのぼるために、宝月圭吾『中世量制史の研究』に依拠して枡の歴史を手短に振り返ることにしたい。

量制の出発点となったのが奈良朝時代の公定枡であるが、この古代の枡の容積についての推測は江戸時代から始められ現代まで続いている。これまでに行われた研究は、(1)清朝で起こった考証学の影響を受けて、古代中国の諸

制度に関する考証を行い、それを基礎にしてわが国の量制について付随的に論じたものと、(2)日本の資料、とくに正倉院文書を縦横に駆使し、これらの資料から直接に日本の古代量制の実態を明らかにしようとする研究の2種類に区分できる。前者に属する研究として、江戸時代では伊藤東涯『制度通』(1797年)の古代量制の大枡1升を京枡の3合程度とする説、中村惕斎『律尺考驗三器攷略』の3合7勺余とする説、最上徳内『度量衡説統』(1804年)の4合1勺とする説、八代弘賢『古今要覽考』の4合3勺5撮とする説、刈谷松斎『本朝量權衡攷』の1升9合8勺とする諸説があり、明治期では横山由清『舊典類纂 田制篇』(1883年)の4合5勺とする説がある⁽¹⁹⁾。他方、後者に属する研究は沢田吾一『奈良朝時代民政經濟の數的研究』(1927年)においてなされ、同書では大枡1升を京枡の約4合に該当すると推定している⁽²⁰⁾。ちなみに、これらの先行研究を精査した宝月は、「律令期に規定された大枡が現量の4合」⁽²¹⁾であると推論している。

律令国家の公定枡制度は、律令制的な土地支配体制の破綻によって、すなわち土地の公的支配(班田制)から私的支配(荘園制)への転換によって動揺し、平安末期には各地の権力者や神社や寺の決めた私的枡が急速に普及した。これらの私的枡はおおのの領内でさえ、納税や寄進用のものと、売渡し用、給付用のものとが使い分けられていた⁽²²⁾。こうした公定枡制度の紊乱に朝廷が手をこまねいていたわけではなく、平安時代中期の延久年間(1069～1074年)に後三条天皇によって宣旨斗が制定された。宣旨斗に関して残されている資料は少なく、宝月は、平安時代末期に成立した古辞書『伊呂波字類抄』に依拠して、縦横1尺6分、深さ3寸6分、容積404496立方分が宣旨斗の1斗枡であり、1升はその10分の1であるから40449.6立方分、京枡にして約6合2勺7撮になると推測している⁽²³⁾。

前項において、4種類の甲州枡の中に、大枡の8分の1の容積の「ナカラ」(京枡3合7勺5才)に「ナカラせんじ」、さらにナカラの2分の1の容積の

「コナカラ」にも「コナカラせんじ」という別称があることに触れたが、宣旨斗の1升枡と甲州枡の「せんじ」の関係について、小泉袈裟勝は、「宣旨を冠する枡が各地に現れ、戦国時代の甲州枡さえ『せんじ』と呼んだが、それは宣旨枡の容積に従っているものというわけではない。おそらく私制枡に権威を持たせるためにつけたものか、復古枡の変化したものだったにちがいない」⁽²⁴⁾と述べている。

宣旨斗は少なくとも鎌倉時代末期までは公定枡的性格を保ったが、南北朝を経て室町時代に至ると公的性格を完全に失った⁽²⁵⁾。荘園制の崩壊に伴って、特定の領主や地方によって定められたり、地域ごとに異なったりする容積の枡、すなわち私枡が横行するようになったからである。その結果、本来、十進法で累進すべき合・升・斗という計測単位まで動揺を来した。例えば、1升枡9杯で1斗となる1斗枡、6合で1升の計算をする1升枡4杯で1斗となるというような、不規則な累進法による枡が各地で採用された⁽²⁶⁾。

このように量制の紊乱が続く中で、量制の統一への機運も芽生えた。宝月は、この機運を促進した要因として次の3つを指摘している。第1は判枡であり、第2は商業枡であり、第3は10合枡である。

第1の判枡とは、年貢収納枡の公定枡的権威を維持するために、原器に領主側の花押が書き入れられたもののことをいう⁽²⁷⁾。この判枡によって量制の統合が促され、戦国時代に至っては諸侯の分国統治策の一環として、領内における独占的な量器の位置を占めた。甲州枡もその形式は判枡であったと宝月は述べている⁽²⁸⁾。

第2の商業枡が発展する基盤となったのは、鎌倉時代中期頃から、米の商品化、地方市場の普及、貨幣経済の農村浸透、運輸組織の発達などの諸条件が次第に整備されたことにある。こうしたことの結果、従来の租税の現物納制は貨幣納へと転換していった。地方の市場で年貢米が公正に貨幣化されるための条件の1つは、売買に際し、米は常に一定容積の枡で計量されなけれ

ばならないということであった。このため都市でも地方でも市場特有の商売専用の枀すなわち商業枀が発達することが要請された。

商業枀は、最初は小地域で、ついで商業圏が拡大されるにつれて、さらに広い地域でその使用が見られるようになり、それと同時に公定枀の性格を次第に強化していく傾向があった⁽²⁹⁾。商業枀は室町時代中期には全国的な躍進を遂げ、その使用も商業面に限定されることがなくなり、各地域で基準枀的な地位を確保するようになった。

前述のように私枀の横行によって不規則な累進法による枀が登場したが、各種の容積枀の中でも依然として10進法に基礎を置く10合枀が主体をなしていた。ことに中世の国内第1の消費地京都では、室町中期頃になると雑多な私枀が整理され、同地の商業枀である10合枀が基準枀として確固たる地位を築くに至ったのである⁽³⁰⁾。

それでは中世末期の10合枀の容積は現在の枀と同じであったのであろうか。沢田吾一は東寺およびその荘園で使われていた枀の容積を独自の方法で計算し、1930年に「荘園経済及び佃」と題した論文で、中世末期の「10合枀」の容積が現在の枀で約8合3勺に相当すると推定した⁽³¹⁾。これに対して、沢田の推計方法を検証した宝月は、沢田の推計が奈良地方だけに妥当するものであり、室町時代末期の京都の10合枀の容積は現在の1升よりやや少なかったと結論している⁽³²⁾。

中世以来の私枀の横行に終止符を打ったのは織田信長と豊臣秀吉であり、彼らが新しい全国的公定枀の制定を断行した。このことについて、宝月は、「信長が入洛した機会に、政権樹立の基礎として、京都における経済に統制を加え、その一貫政策として、従来京都における商業枀であり、基準枀的存在であった十合枀を、公定枀として採用し、その公共性を確保するために判枀化した…そしてこの公定枀は、京都の基準枀であったために、京枀と呼ばれたことも推察される」⁽³³⁾と述べている。

徳川家康が関東に入国した後、家康は直臣水野弥吉に命じて江戸枡座を開き、東国33カ国の枡を統制させた。このとき家康が全国公定枡として指定したのが、すでに全国枡としての実力を有していた京都の1升枡の基準枡（旧京枡）であった。その後、寛永年間（1624～1644年）に幕府は福井作左衛門の京都枡座に西国35カ国を管轄させた。宝月は江戸と京都の枡座が発効した当時の京都の基準は、最初は縦・横ともに5寸、深さ2寸5分で容積62500立方分であったが、寛永年間の間に京都の枡座の枡は容積を増し、1升枡が縦・横ともに4寸9分、深さ2寸7分となり64827立方分となったと指摘している⁽³⁴⁾。なぜ京都の枡座の枡の容積が変化したのか、その理由は不明であるが、江戸枡座の枡と京都枡座の枡の容積の対立併存の状態は、経済的な見地からも、政治的な見地からも放置しておけない問題となった。その結果、開府後約半世紀後の寛文8年（1668）に幕府は京都の新しい京枡（新京枡）を公定枡と規定し、翌寛文9年（1669）には江戸市中で枡の新しい京枡への統一を実施した。京都の新しい京枡が公定枡となったのは、中世末期から近世初期にかけて、わが国の商業の中心が京都・大阪にあり、全国から物資が集まった大阪でも京枡が使用されたからに他ならない⁽³⁵⁾。

ここまでわが国における枡の歴史を辿ってきて、枡の容積が時代とともに変遷し、現在使われている容積64827立方分の1升枡も、上記のように江戸開府から約半世紀後の1668年に公定枡になったことが明らかになった。

それでは甲州枡の起源をどこに求めたらよいのであろうか。宝月は、甲府枡座の枡屋伝之丞が「その祖先小倉惣次郎が、武田信玄より与えられた朱印状を所持していたと主張していることから考えると、かかる枡制は信玄の制定にかかるとして間違いないようである」⁽³⁶⁾としている⁽³⁷⁾。ただし、この朱印状の天文20年（1551）7月11日という日付については、郷土史家のなかざわしんきちが、この日付は後年書き加えられたのではないかと疑義を呈している⁽³⁸⁾。

筆者は、武田信玄（晴信）が領内の量制の統一を図り、戦国時代に全国の主流となりつつあった容積 62500 立方分の京枡（旧京枡）を基準にして、倭入れに便利なその 3 倍の容積をもつ大枡を小倉惣次郎に作らせ、これを郡内地方を除く領内で使用させたのではないかと推測する。また、寛文年間に 64827 立方分の新京枡が幕府の公定枡となったのを契機に、この大枡の容積が新京枡の 3 倍の容積になるように大枡（および他の 3 種類の甲州枡）の大きさが変更されたのではないかと憶測する。大枡の容積の変更があったと推測する理由は、次項で述べるように、江戸時代に幕府から繰り返し甲州枡廃止の沙汰があったにもかかわらず、甲州枡が存続できたのは、武田信玄由来という通説のためではなく、新京枡の容積に比例した容積を有していたからであり、年貢等の徴税に何ら支障を来さなかったからだと考える。

4 枡改めと甲州枡存続運動

武田氏が滅びると、甲斐国に入国した徳川家康は、以前から使われていた甲州枡を直ちに承認した⁽³⁹⁾。前述のように旧京枡が甲斐に輸入されたのは、慶長年間（1596～1615 年）に代官頭大久保長安が甲府に在番したときに、「他国で使用されている小枡が甲斐においてないのは公納米の際不自由であるとの理由で、京都から小枡を取寄せ、手本枡として枡屋へ渡し、これを打立て焼極印をもって差出させたのにはじまるという」⁽⁴⁰⁾。そして枡屋は国枡（甲州枡）・京枡ともに国限りの免許をうけて営むこととなり、この時から国大枡を三升鉄判、上方枡を京枡と呼ぶようになったと言われる⁽⁴¹⁾。

元和 9 年（1623）京都の商人判屋新右衛門と靄屋善助が甲斐国を訪れ、国枡通用の差留と京枡に引替え売渡の願出を行ったものの、国中の農民たちの旧規の申し入れによって両名は目的を果たせなかった。しかし、その時から京枡も国枡と取り混ぜて通用するよう命じられたという⁽⁴²⁾。

その後寛文9年(1669)、江戸幕府の(新)京枅統一令が全国で実施されると、甲州枅の存在が問題視された。しかしすでに広汎に使用され、しかも農民の生活に密着したこの枅の実績は、幕府も認めざるを得ず、その使用は公認された。

郷土史家飯田文弥は、山梨県立図書館所蔵の甲斐文庫、頼生文庫、若尾資料所収の甲州枅一件関係史料に基づいて、京枅統一令以後、安永・天明期に甲州枅存続にとって以下のような危機があったことを明らかにしている⁽⁴³⁾。

安永5年(1776)2月、幕府は東国33カ国において樽屋藤左衛門の(新)京枅の他は無判の枅を使用することを禁じ、今後樽屋より枅改の手代を地方に廻村させる旨の触を発し、甲斐国でもこの枅改が実施されることになった。同年12月に枅屋の枅職差止、甲州枅通用の禁止と(新)京枅使用の触が、国中を統治する4代官から支配する村々に通達された。これに対して国中3郡の農民たちは甲州枅の存続を求める訴訟をもって吟味を受けるつもりであったが、枅改めは沙汰止みとなった。

しかし4年後の安永9年(1780)6月に江戸から数駄の枅荷物が届くに及んで、これまで通用してきた甲州枅を回収し、樽屋の枅を売渡すとの噂が流れるに及んで、農民や甲府町方による請願運動が展開されることになる。同年8月、在方農民や甲府町方たちが甲州枅の伝統と使用の便利さを理由として、この枅の存続を甲府代官に願い出た。しかしこの嘆願は受け入れられず、先の触の遵守を言い渡された。農民たちは引き続き代官所への願い出を行い、その結果、天明2年(1782)2月、石和代官所から、年来使い慣れた3升枅を廃止しては難儀も大きいので、枅屋を手先とし、樽屋の極印を枅屋にて預かり置き、新古の枅へ樽屋の増印を受けることという条件を提示された。

この条件の提示は農民の反対運動に対する幕府の譲歩とみなすことができるが、農民側にとっては古来の制度の改変と感じられ、これが甲金(幣制)および小切制(税制)という甲州一国のみに認められている制度の改廃に繋

がるとの懸念から、幕府の提示した条件に合意することに頑強に抵抗した。その結果、天明2年12月、幕府は国中3郡惣百姓の願いの通り、甲州枡、斗桶はともに従来通り通用するものとし、榊屋伝之丞に関しては彼を榊屋藤左衛門の手先とすることでこの一件は落着いた。

甲斐国は享保年間（1716～1736年）には幕府直轄領となっており、幕令が最も浸透しやすいはずである。それにもかかわらず、民衆の強い抵抗のために枡座の力が及ばなかったのである。甲州枡は幕末まで存続しただけでなく、大正なかばまで使用されていたという。甲州枡存続の大きな要因は、やはり「正規の枡との比率がきりよくできていた」⁽⁴⁴⁾ ことに求めることができるであろう。

5 郡内枡について

前述のように『甲斐國志』は郡内枡を「小山田氏ノ定ムル所ト云フ」と述べている。小山田氏は越中守信有（1519～1552年）以来、戦国大名武田氏の重臣として知られている。しかし、天正10年（1582）の武田氏滅亡に際し、小山田信茂（1545～1582年）が属城岩殿城への避難を武田勝頼に勧めておきながら、土壇場で謀反を起こし、都留郡（郡内）への退路を封鎖してしまったために勝頼は天目山下（現甲州市）にて自刃し、信茂は不忠者として織田信長・信忠親子に処刑されてしまったという、小山田氏の悪評だけが後世まで伝えられている。

この悪評の故かもしれないが、小山田氏について学術的な研究がなされるようになったのは1970年代以降のことである⁽⁴⁵⁾。21世紀に入ってからは、丸島和洋編『論集戦国大名と国衆 甲斐小山田氏』（2011年。以下、『甲斐小山田氏』）および丸島和洋『中世武士選書 19 郡内小山田氏』（2013年。以下、『郡内小山田氏』）が出版されることによって、小山田氏に関する研究

が大きく進捗した。

『郡内小山田氏』は、小山田氏が室町期を通じて郡内において徐々に勢力を形成し、戦国期に入ってから、確実な史料の上に姿を見せるようになったことを明らかにし、また、戦国期においては小山田氏を、郡内において自立的支配権を認められていた「国衆」として捉え、戦国大名武田氏が小山田領に介入して直轄化を図ろうとしたわけではないことを指摘している。同書においては、郡内枅の容積が甲州枅、新京枅のいずれとも異なっているという記述のみがなされており、その由来等については触れていない。他方、『甲斐小山田氏』に収められた論考はいずれも郡内枅について言及していない。

そうした中で、前出のなかざわしんきちは、一步踏み込んで、「郡内は山間地で耕地も狭小であった。したがって生産力も低かった関係から、枅を小さくしたといわれる。もちろん表面的な理由づけにすぎない。これは甲州金が国中地方を中心におこなわれた現象そのままの反映である。すなわち国人小山田領主権は、武田領国においてなお独立的勢力を保持していたのである。武田政権の弱体さがそこにもみられる」⁽⁴⁶⁾と論じている。なかざわは小山田氏を「国人」と規定している点で丸島と意見が異なるが、なかざわも丸島も小山田氏が自立的支配権を有していたとみなすことにおいては見解が共通しており、郡内地方における独自の枅の制定は、こうした自立的支配権があったために可能となったという、なかざわの議論は説得力がある。

郡内枅がいつごろから供用されるようになったかを直接裏付ける史料は存在しないようであるが、戦国時代における郡内枅の使用を間接的に証明する資料として、『妙法寺記』（『勝山記』）がある。『妙法寺記』は富士五湖のひとつ河口湖の南岸、富士河口湖町小立にある妙法寺という日蓮宗の寺に残されたもので、南北朝時代の文正元年（1466）から室町時代の永禄4年（1561）までの約100年間の郡内の政情・世相・豊凶・物価などを書きついだ年代記である。『妙法寺記』においては米、大豆、粟、稗などの穀物と塩、

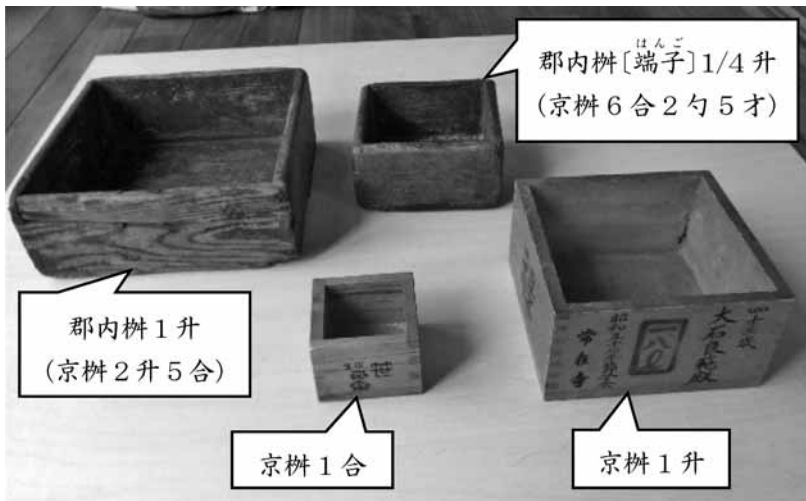
甲州枧と郡内枧

酒、干し葉などの価格が断続的に記録されており、穀物の価格が最初に登場するのは文明5年(1473)の「米百三十文壹升。粟七十文。大麦六十文也」⁽⁴⁷⁾というくだりである。この壹升がどの枧を指すのかは明記されていない。

山梨県出身の歴史家で信州大学名誉教授笹本正治は、「郡内地方では甲州枧の8合3勺3才3、すなわち京枧2升5合をもって大枧となし、その4分の1を一杯といい、一杯の2分の1を『なから』という独特の枧法がある」と述べたうえで、『妙法寺記』の天文20年(1551)の条の「大麦廿分ニ能御座候へ共、春ノツマリカ続候間、四盃入ニテ六升売申候、と4杯枧^{ママ}=郡内枧の存在が知られているので、小山田信有〔出羽守、1519～1554年〕の頃にはできあがっていたといえる」(角括弧内筆者挿入)と深い洞察を行っている。笹本はさらに、谷村(都留市)に住んでいた棟梁大工渡部平左衛門が郡内枧を宝永年間(1704～11)頃まで作っていたと指摘している⁽⁴⁸⁾。

図表4は現存する郡内枧(1升枧, 1/4升枧)と京枧(1升枧, 1合枧)

図表4 郡内枧と京枧

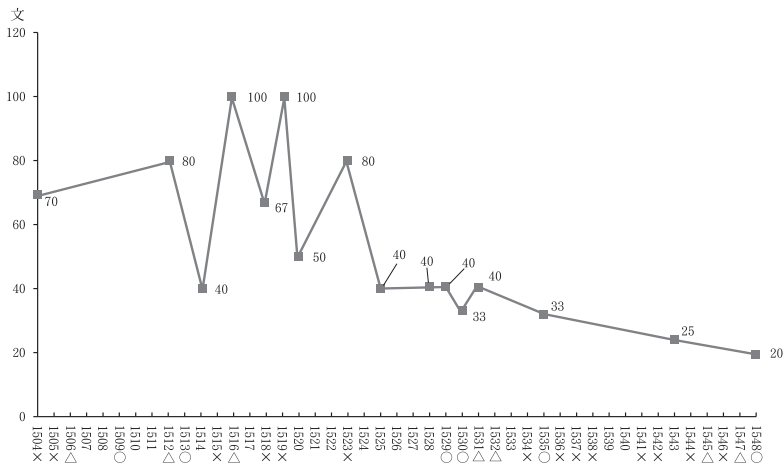


(写真提供) 富士河口湖町・大石良範氏 (2017年6月19日撮影)

の写真である。写真の郡内枳は（新）京枳との容積比が2.5：1ときりが良いので、寛文9年（1669）の江戸幕府の京枳統一令以後に作られたものである可能性があることを指摘したい。

日本中世史研究者の永原慶二は『妙法寺記』の記述に基づいて16世紀前半の郡内の豊凶・米価変動のグラフを描いている⁽⁴⁹⁾。図表5は永原のグラフに基づいて作成したものであり、縦軸は郡内枳1升当りの米の価格（単位：文）を、横軸の西暦の後の○は豊作を、△は生活困窮を、×は飢饉を表す。このグラフから明らかなように、16世紀前半の郡内においては生活困窮や飢饉が度々発生しており、1504年～1548年の45年間のうち餓死者が生じた飢饉が14カ年、生活困窮が生じた年が7カ年に及ぶ。他方、豊作は6カ年にすぎない。また、郡内枳1升当りの米の価格の変動については、飢饉のときに米の値段が上がり、作柄の良いときに米の価格が下がる傾向が1523年

図表5 郡内地方における16世紀前半の郡内枳1升当りの米の価格の変動と飢饉



注) ○は豊作を、△は生活困窮を、×は飢饉を表す。

(参考文献) 永原慶二『日本の歴史第14巻 戦国の動乱』小学館、1975年、pp.56-57。

山梨県編『山梨県史 通史編2 中世』山梨日日新聞社、2007年、pp.652-655。

服部治則校注「妙法寺記上・下」清水茂夫・服部治則校注『武田史料集』人物往来社、1967年、pp.21-52。

まで観察されるが、1525 年以降は米の価格が低い水準で推移するようになった。1525 年以降米の価格が低水準であったことについて、永原は、撰錢えりぜに（後述）がしきりに行われたために錢貨の流通量が不足したためではないかと推測している⁽⁵⁰⁾。

このように郡内において生活困窮や飢饉が頻繁に生じたのは、地理的な要因に依るところが大きい。郡内は海拔 700～900 メートルの高度の富士五湖を含む富士山の裾野の高原と、山中湖を水源として東流する桂川の溪谷に沿った地域であり、山脈によって遮られているため、他地域との接触は山越え・谷越えの険路による他はなかった。郡内には農業に不利な要因が 3 つあった⁽⁵¹⁾。第 1 は、この地方の平坦地が桂川に沿った段丘上にあり、水ははるか下の溪谷を流れているため、農業用の水を確保することが困難であったことである。第 2 は、この地域の地表の大部分が富士山の火山噴火物で覆われ土地が痩せていることである。第 3 は、郡内の 3 分の 2 は海拔 400 メートル以上で、谷間が多く、日照時間が短く、霧が出やすいことである。とくに富士山の裾野は冬期には零下 10 度以下となり、春が遅く冬が早い寒冷地であることである。このような地理的条件のために郡内は国中に比べて農業生産力が低く、米、大麦、小麦、粟、稗、黍、豆類、根菜類、葉物野菜などはこの地域でも栽培されていたものの、自給自足できるほど十分な収穫量を上げることが困難であった。その結果、郡内で消費される穀物は、その多くを国中地方や隣国駿河などから移入せざるをえなかった⁽⁵²⁾。『妙法寺記』の永正 15 年（1518）の条には、すべての作物凶作のためワラビの根を掘り、翌永正 16 年（1519）の条には駿河に往復して芋茎を購入して飢えをしのいだと記されている⁽⁵³⁾。

以上のような農業生産力の低さが、郡内枳の容積を甲州枳の容積よりも小さくし、郡内において年貢を国中地方よりも少なくした要因であると考えられる。年貢の負担を軽減したもう 1 つの要因として、富士信仰の道者たちか

らの関銭をはじめとする収入が莫大であったことが考えられる。富士山への信仰登山は少なくとも鎌倉時代後期には行われており、15・16世紀頃には、富士山への登拝活動は一般の人びとの間にも広まっていたという⁽⁵⁴⁾。『妙法寺記』には「撰銭」という言葉が度々登場するが、これは富士参詣道者に対して品質が低下した渡来銭や私鑄銭の使用を禁止するための措置で、このような悪銭追放の措置をとるほど道者が多く、道者の支出も多かったことを示唆している⁽⁵⁵⁾。こうした富士信仰の道者たちの費やした銭貨が領主である小山田家の財政を支え、年貢に依存する程度を軽減したものと思われる。

武田氏が滅亡したあと、近世の初頭には郡内では頻繁に領主の交代があったが、江戸幕府の支配が安定期を迎えた寛永10年（1633）に秋本泰朝が上野国（群馬県）の総社から郡内に入封し、それから宝永2年（1705）年まで約70年間3代にわたって秋本氏の谷村藩となった。このころは幕府の各領主も諸産業の育成に力を入れ始めたときであるが、秋本氏もこの方面で数々の治績をあげた。具体的には、秋本泰朝は用水確保のため大規模な堰を作って用水を確保し、この事業によって5カ村が潤ったので、5箇堰用水と呼ばれた⁽⁵⁶⁾。郡内地方では古くから紬織が行われていたが、良質の商品としての絹織物がこの地方で盛んになったのは、泰朝が家中の婦女の内職として夏袴（郡内平）を織らせたことによると伝えられている⁽⁵⁷⁾。谷村藩2代富朝の治績は不明だが、谷村藩3代喬知は郡内西部の富士山麓の高原地帯の用水の確保に力を入れた⁽⁵⁸⁾。

宝永2年に秋本喬知が武州川越（川越市）に移った後、郡内は幕府直轄領となった。他方、国中3郡は享保9年（1724）に幕府直轄領となり甲斐国一円が幕府直轄領となった。甲府城には勤番支配を置き、地方は三分代官（一時期四分代官）の支配所に分けられた。代官が在陣する陣屋を代官陣屋といい、それ以外の陣屋を出張陣屋というが、郡内に置かれた谷村陣屋は成立当初より幕末まで一貫して出張陣屋であり、専任の代官は置かれなかった。谷

村は出張陣屋であるためどこかの代官の兼務となるが、大きく分けて関東・伊豆・甲斐国内の代官が兼務した。

このように郡内に専任の代官さえ置かれなかった理由は、江戸時代になっても郡内の農業生産力が国中に比べると著しく低かったためであると言える。江戸幕府成立直前の慶長6年（1601）から慶長7年（1602）にかけて、甲斐国の代官頭であった大久保長安が実施した甲斐一国検地では、國中3郡の石高が21万9767石であったのに対し、郡内領はわずか1万8418石にすぎなかった⁽⁵⁹⁾。また、農業生産性の観点から見ても、郡内は国中にくらべて農業の生産性が大変低かった。図表6は甲斐4郡の石高を戸数・人口で割ったものであるが、國中3郡とくらべて郡内（都留郡）の生産性の低さがわかる。

図表6 『甲斐國志』村里部から算出した甲斐4郡
の1戸当たり石高と1人当たり石高

郡名	1戸当り(石)	1人当り(石)
山 梨	6.4	1.7
八 代	5.6	1.4
巨 摩	4.7	1.1
都留(郡内)	1.5	0.3
全 郡	4.5	1.0

(出所) 飯田文弥監修『江戸時代人づくり風土記 19 ふるさとの人と知恵 山梨』農山漁村文化協会、1997年、p. 46。

図表7 都留郡内村々の田畑の割合比較[寛文9年
(1669)]

区 別	村数
田高が畑高より多い村	19
畑高が田高より多い村	61
畑高のみの村	31
計	111

(出所) 飯田文弥監修，前掲書，p. 46。

また、図表7は都留郡111カ村を、田の石高が畑の石高を上回る村、畑の石高が田の石高を上回る村、畑だけの村に分けて、それぞれの村数を示したものであるが、この地域が水田耕作に不利で、水田耕作のまったくできない村もかなりあったことがわかる。

このように農業生産性・農業生産力が低かったことが、郡内支配に対する江戸幕府の関心の欠如の要因となり、専任の代官を置かなかっただけでなく、収納枡である郡内枡についても関心が向けられることがなく、郡内枡の継続的使用が黙認されていたのではないかと推測する。

6 おわりに

四方を山に囲まれた山梨県は2025年時点でも人口は78万人と少なく、歴史に名を刻んだ甲州人・山梨県人も少ない。武田信玄（晴信）は山梨県が生んだ唯一無二ともいうべき偉人である。このため山梨県内には信玄にちなんだ商品や説話が多く存在する。前出の笹本正治は『山梨県の武田氏伝説』（1996年）という編著書を上梓しているほどである⁽⁶⁰⁾。

信玄伝説に属すると言えるものの1つが信玄枡である。京枡3升の容積を持つ甲州枡の別称として大枡、三升枡、鉄判があったが、後には武田氏起源説から信玄枡と呼ばれるようになった。甲州枡の起源は特定されていないので、信玄がこの枡を制定した可能性を否定することはできないものの、疑念の余地があると筆者は考える。

本稿では『甲斐國志』の「枡屋」の項の検討を中心にして、甲州枡の起源などについて考察した。その結果得られた所見の第1は、甲州枡の容積が寛文9年（1669）、江戸幕府の（新）京枡統一令の前後で変化した可能性があることである。郡内枡についても同様の指摘ができるであろう。第2は、『甲斐國志』の正本（『献進本甲斐國志』）に記述の誤りがあるのではないか

という疑問が生じたことである。具体的には、「是ヲ一配ト云ヒ、一日一人ノ賄料トス」という記述に該当する枡は、京枡 3 升の容積を有する大枡ではなく、その 4 分の 1 の容積の「ハタゴ」とであると推測する。

筆者の出身地である郡内で通用した郡内枡に関しては史料や先行研究が少なく苦慮したが、文献を読み進めていくうちに、文正元年（1466）から永禄 4 年（1561）までの約 100 年間の郡内の政情・世相・豊凶・物価などを書きついで年代記である『妙法寺記』に、郡内枡の存在を間接的に証明する記述が含まれていることを知った。京枡で 2.5 升、甲州枡の大枡の 6 分の 5 という中途半端な容積の郡内の 1 升枡が、武田家支配下でも、また江戸幕府直轄領となっても郡内地方でのみ使用が認められてきた理由について言及している先行研究は見当たらなかったが、筆者は、郡内地方の農業生産力がきわめて低かったために、容積が小さい郡内枡を納枡として使用することが黙認されたのではないかと考える。

御坂峠、笹子峠で国中地方と分断された郡内は、古来より国中よりも相模、伊豆、駿河との結びつきが強く、甲斐国の中であって等閑視された地域であったことを再認識した。

《注》

- (1) 当学部 OB 日本大学名誉教授故清水浩昭先生と山梨市出身のつる子夫人。
- (2) 大小切税法については、安達満「甲斐における口米制度の成立について」『甲斐路』27 号、1975 年、pp. 14-22、および、飯田文彌「大小切租法の起源についての一資料」『甲斐史學』第 7 号、1959 年、pp. 54-55 を参照されたい。
- (3) 国立公文書館デジタルアーカイブ「甲斐国志」
(URL) <https://www.digital.archives.go.jp/file/1257083.html>
- (4) 「枡屋」に関する以下の記述は佐藤八郎他校訂『大日本地誌大系 44 甲斐国志 第 1 巻』雄山閣、1968 年、pp. 125-128 に依拠した。
- (5) 小泉袈裟勝『ものと人間の文化史 36 枡(ます)』法政大学出版局、1980 年、p. 12。
- (6) 佐藤八郎他校訂『甲斐国志 第 1 巻』、p. 126。

- (7) 前掲書, p. 125。
- (8) 前掲書, p. 127。
- (9) 前掲書, p. 125。
- (10) 日本史広辞典編集委員会編『山川 日本史小辞典 (改訂新版)』山川出版社, 2016年, p. 860。福山市在住の石口由紀男氏から扶持に関する種々の情報をご教授いただいた。本論文212頁の1人1日の賄料が榧である可能性も同氏から御示唆いただいた。
- (11) 甲斐叢書刊行会『甲斐叢書 10巻 甲斐國志』第一書房, 1974年, p. 60。
- (12) 狩谷掖斎著, 富谷至校注『本朝度量權衡攷 1』平凡社, 1991年, pp. 130-131。
- (13) 藤田元春「甲州榧考」『山梨大学学芸学部紀要』1号, 1952年, p. 7。
- (14) 宝月圭吾『中世量制史の研究』吉川弘文堂, 1961年, p. 415。
- (15) 山梨県編『山梨県史 通史編 3 近世 1』山梨日日新聞社, 2006年, p. 210。
- (16) 飯田文弥監修『江戸時代人づくり風土記 19 ふるさとの人と知恵 山梨』農山漁村文化協会, 1997年, pp. 33-34。
- (17) 小泉袈裟勝『歴史の中の単位』総合科学出版, 1974年, p. 331。
- (18) 井上光貞他校注『日本思想大系 3 律令』岩波書店, 1976年, p. 475。
- (19) 宝月圭吾, 前掲書, p. 9。
- (20) 沢田吾一『奈良朝時代民政經濟の數的研究』富山房, 1927年, p. 393。
- (21) 宝月圭吾, 前掲書, p. 106。
- (22) 小泉袈裟勝『榧』, p. 180。
- (23) 宝月圭吾, 前掲書, p. 106。宝月は「約6合2タ7撮」と表記している。
- (24) 小泉袈裟勝『榧』, p. 178。
- (25) 宝月圭吾, 前掲書, p. 180。
- (26) 宝月圭吾, 前掲書, p. 489。
- (27) 宝月圭吾, 前掲書, p. 328。
- (28) 宝月圭吾, 前掲書, p. 333。
- (29) 宝月圭吾, 前掲書, p. 338。
- (30) 宝月圭吾, 前掲書, p. 356。
- (31) 沢田吾一「莊園經濟及び佃」『史學雜誌』第41編, 1930年, p. 373。
- (32) 宝月圭吾, 前掲書, p. 386。
- (33) 宝月圭吾, 前掲書, p. 492。
- (34) 宝月圭吾, 前掲書, p. 494。
- (35) 宝月圭吾, 前掲書, p. 437。
- (36) 宝月圭吾, 前掲書, pp. 414-415。

- (37) この朱印状については、村上直「甲州栴」『日本歴史』第113号、1952年、pp. 69-71 が詳細に論じている。
- (38) なかざわしんきち『補訂 甲斐武田氏～その社会経済史的考察～ 第13分冊』私蔵本、1975年、p. 38。
- (39) 宝月圭吾「こうしゅうます」『国史大辞典』吉川弘文館、1985年、p. 380。
- (40) 飯田文彌「安永・天明期における甲州栴一件訴願闘争」『日本歴史』385号、1980年、p. 55。
- (41) 宝月圭吾「こうしゅうます」、p. 380。
- (42) 飯田文彌「安永・天明期における甲州栴一件訴願闘争」、p. 55。
- (43) 以下の記述は飯田文彌「安永・天明期における甲州栴一件訴願闘争」、pp. 56-56 に依拠した。
- (44) 小泉袈裟勝『栴』、p. 20。
- (45) なかざわしんきちは、小山田氏に関する最初の本格的な学術論文は、矢田俊文「戦国期甲斐国の権力構造」『日本史研究』201号、1979年、pp. 1-39 であったと述べている。なかざわしんきち「武田氏の領国経営と小山田氏の地域支配」丸島和洋編『甲斐小山田氏』岩田書院、2011年、p. 127。
- (46) なかざわしんきち『補訂 甲斐武田氏 第13分冊』、p. 39。
- (47) 服部治則校注「妙法寺記 上」『武田史料集』人物往来社、1967年、p. 12。
- (48) 笹本正治『戦国大名と職人』吉川弘文館、1988年、p. 158。
- (49) 永原慶二『日本の歴史第14巻 戦国の動乱』小学館、1975年、pp. 56-57。
- (50) 前掲書、p. 58。撰銭については、高木久史『撰銭とビター一文の戦国史』平凡社、2018年等を参照されたい。
- (51) 飯田文弥監修『江戸時代人づくり風土記 19 山梨』、pp. 45-46。
- (52) 山梨県編『山梨県史 通史編2 中世』山梨日日新聞社、2007年、p. 490。
- (53) 服部治則校注「妙法寺記 上」『武田史料集』、pp. 31-32。
- (54) 山梨県編『山梨県史 通史編2 中世』、p. 780。
- (55) 郡内における撰銭については、丸島和洋『中世武士選書 19 郡内小山田氏』戎光祥出版、2013年、pp. 146-150 で詳しく論じられている。
- (56) 飯田文弥監修『江戸時代人づくり風土記 19 山梨』、pp. 47-48。
- (57) 飯田文弥監修『江戸時代人づくり風土記 19 山梨』、p. 48。
- (58) 飯田文弥監修『江戸時代人づくり風土記 19 山梨』、p. 49。
- (59) 山梨県編『山梨県史 通史編3 近世1』、p. 23。
- (60) 笹本正治編著『山梨県の武田氏伝説』山梨日日新聞社、1996年。